# 墓碑等に関する基準及び事前の届出について

平成 26 年 7 月 1 日 境港市建設部都市整備課

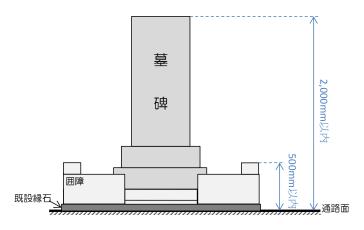
市営墓地に墓碑等を新設(夕日ヶ丘メモリアルパークにあっては、改設を含む。)する場合には、 事前に届け出をしていただく必要があります。また、夕日ヶ丘メモリアルパークについては、設 置に関する基準がありますので、計画される際には十分にご注意ください。

## 1. 設置基準(タ日ヶ丘メモリアルパークのみ適用)

次の区分に従い、通路面から最高部までの高さに制限が設けられています。

区 分	高さ
墓碑その他灯篭等の設備	2.0m 以内
囲障(外柵、まき石)	0.5m 以内

※ 基準を満たすか否かご不明なときは、都市 整備課までお問い合わせください。



# 2. 届出に必要な書類

- (1) 境港市営墓地墓碑等設置届出書
- (2) 境港市営墓地使用許可証の写し
- (3) 設計図面 { (1)の届出書の添付書類「2 設計書」及び「3 図面」は、裏面に示すような図面(墓碑等の 寸法や設置位置がわかるもの)を添付いただければ結構です。

### 3. 提出方法等

- (1) 提出方法 持参又は郵送による(施工者が代理で提出することも可)
- (2) 提出 先 境港市建設部 都市整備課 都市政策係 (下記のとおり)
- (3) 提出期限 施工までに提出すること

# 4. その他

- (1) 囲障等を設置するために既設の縁石を撤去することはできません。
- (2) 既設の縁石の上に囲障等を設けることは可能ですが、返還するときは、原形(縁石が設置された状態)に復していただく必要があります。
- (3) 無届又は基準を満たさない墓碑等を設置したときは、墓地使用権を取り消す場合があります。

### 《提出先・問合せ先》

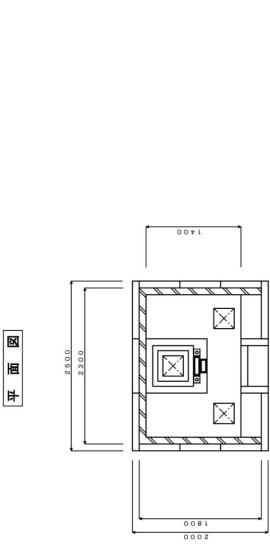
〒684-8501 鳥取県境港市上道町 3000 番地 境港市 都市整備課 都市政策係

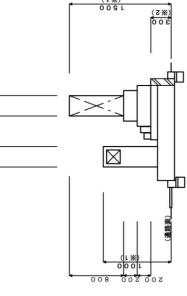
TEL (0859)47-1065 FAX (0859)47-1086

# ( 墓碑等設計図面の例

国

座





注)この図面は、設計図面の一つの例示であり、図面の様式を指定するものではありません。 墓碑や囲障(外柵)の形状寸法が確認できるようにしてください。

×

国

범

なお、タ日ヶ丘メモリアルパークについては、以下のとおり基準が定められていますので、ご確認ください。 《タ日ヶ丘メモリアルパークの墓碑等の高さ基準》

※1 墓碑その他の工作物については、通路面から最高部までの高さを2.0m以内※2 囲障(外柵、巻石など)については、通路面から最高部までの高さを0.5m以内

